

### 高齢者向け給付金 (年金生活者等支援) 臨時福祉給付金

#### 申請は7月29日(金)まで

高齢者向け臨時福祉給付金の申請期限が近づいています。

4月末に支給対象となる可能性のある人に申請書を送付しました。用紙を紛失された場合や、申請書が届いていない人で対象になるのではと思われる場合は、受付窓口までお問い合わせ

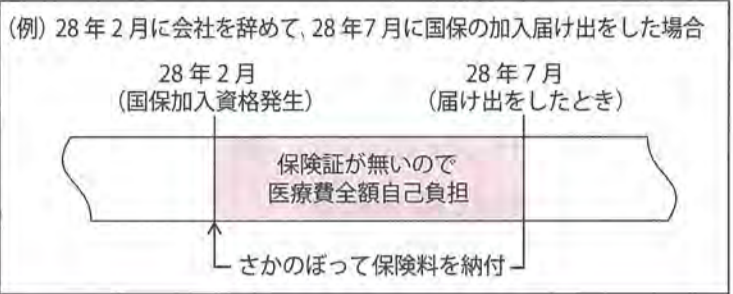
### 国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などがあります。

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していない人も加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず「国保」に国保医療課に届け出てください。

加入手続きが遅れると届出をした日からではなく、国保の加入資格が



交通事象にあつた時も届け出を

生じた月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

こんなときは14日以内に国保医療課へ	届け出に必要なもの	
加入の手続き	1 八幡市に転入したとき 2 子どもが生まれたとき 3 他の健康保険等を脱退したとき 4 生活保護が廃止されたとき	印かん、転出証明書 印かん、国民健康保険証、母子健康手帳 印かん、健康保険等の脱退証明書 印かん、保護廃止決定通知書
脱退の手続き	1 八幡市から転出するとき 2 家族が死亡したとき 3 他の健康保険等に加入したとき 4 生活保護を受けるようになったとき	印かん、国民健康保険証 印かん、国民健康保険証、死亡を証明するもの 印かん、国民健康保険証、新しい健康保険証 印かん、国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他の手続き	1 市内での転居、氏名変更、世帯主変更 2 保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき 3 修学のため、家族が他の市町村に住むとき	印かん、国民健康保険証 印かん、国民健康保険証または本人確認のできるもの 印かん、国民健康保険証、在学証明書

※届け出には個人番号(マイナンバー)の記入が必要になりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)、または個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)をご提示ください。代理人は、委任状と本人確認のできるものが必要です。

ば国民健康保険証を使って治療を受けていただけません(一時的に国保が医療費を

◆問い合わせ 国保医療課

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、同封の返信用封筒にて郵送、または市役所1階の受付窓口にて申請してください。

申請期限 7月29日(金)

◆問い合わせ 福祉総務課

### 住宅の耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当を減額します。

【減額される要件】  
▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。  
▽平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。  
▽耐震改修工事の費用の合計が50万円を超えるものであること。

【減額の期間】  
改修工事が完了した年の翌年度から、次のとおり家屋に係る固定資産税額を減額します。  
・平成30年3月31日までに改修工事が完了…1年間  
・通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了…2年間

【減額する額】  
改修した家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の2分の1相当額

【手続き】  
改修工事完了後3カ月以内に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し、申請してください。  
※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(個人番号通知カード等)と本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。  
☆耐震改修軽減は、熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減との併用はできません。  
◆問い合わせ 課税課

### 市税は納期内に納付を

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に、取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。市税を納期限までに納付されないと、督促状を送付し「京都地方税機構」に徴収権限を移管します。

※「京都地方税機構」は、京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。

### 口座振替が便利

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。各税の納期ごとにわざわざ出向くことなく、納

### 固定資産税(第2期分) 納期限は8月1日(月)です

め忘れありません。  
▽申し込み 7月15日(金)までに手続きすると、8月が納期の市・府民税(第2期分)から、また8月15日(月)までなら9月が納期の固定資産税(第3期分)から振替できます。軽自動車税は来年度分からとなります。  
口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または納税課で行うことができます。  
※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。  
※口座振替申込書を自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。  
◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

### ご意見たまたて箱

近所に住む一人暮らしのお年寄りの異変に気付いたが、親せき等の連絡先がわからない場合、どこに通報すればよいか教えてほしい。

一人暮らしのお年寄りについて、最近姿を見かけない、郵便受けに新聞等がたまっている、夜に部屋の電気がついていないなど、普段と違った様子であると感じた場合は、高齢介護課へご連絡ください。

市は、介護サービスの利用状況から、サービス提供事業者、親族関係等の情報収集を行い、不在か否かを調査します。情報が無い場合は、自宅を訪問し、生活実態の有無、自宅周囲の確認、窓越しから自宅内の状況等の確認を行います。現地調査でも所在等の確認がとれない場合は、最終的に警察の同行を求めた上で、自宅への立ち入り調査を行うこととなります。

あなたの意見 提案をお寄せください  
まちづくり、福祉、教育から、広報やわた等の個別事務事業まで、お気付きのことがありましたら「やわた」意見たまたて箱に意見・提案をお寄せください。商品のPRや営業、個人に対する誹謗中傷など、「やわた」意見たまたて箱の趣旨に反するものについては堅くお断りいたします。

なお、いただきましたご意見の回答は文書で行いますので、必ず住所の記載をお願いいたします。

たまたて箱は、市役所1階、案内カウントーに設置しています。直接、投かんされるか、郵送(〒614-8501「やわた」意見たまたて箱)で、意見等をお寄せください。また公民館等に送料無料の専用紙を置いてありますので、ご利用ください。郵送または、そのままFAX送信(☎982-7988)してください。市のホームページからメール送信することもできます。  
◆問い合わせ 秘書広報課